

令和2年度第2回倉敷市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 会議名 倉敷市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和3年2月18日(木) 午後4時～
- 3 開催場所 倉敷市役所10階 大会議室
- 4 出席者
 - (1) 出席委員

磯崎宗司	井上倫子	秦由美子	藤原美鈴
三宅鈴子	山坂敏美	大滝俊宏	近藤真志
白神佳樹	武田晴郎	藤原匡人	熊谷忠和
田口明子	平岡敦子	藤井昭佐	藤原薫子
森守	高橋伸二	田房正明	津田和子
 - (2) 欠席委員
鳥越保之
 - (3) 当局出席者

副市長	生水哲男
保健福祉局長	藤原博之
健康福祉部長	渡邊浩
健康福祉部参事	林徹
 - (4) 事務局出席者
国民健康保険課

副参事兼課長	田中正人
課長代理	三宅正人
係長	大森敬介
係長	荒木高憲
係長	横山大介
主任	守分宏享
主任	武政誉子
 - (5) 書記

主任	真鍋雅美
副主任	高橋祐子
- 5 議事
 - (1) 本市国民健康保険の状況
 - (2) 本市国民健康保険事業における取組み
 - (3) 令和3年度国民健康保険の制度改正
 - (4) 令和3年度倉敷市国保特別会計当初予算案の概要及び保険料率案
 - (5) 岡山県国保運営協議会委員(被保険者代表)の推薦
- 6 傍聴者の数 なし
- 7 審議内容 別添のとおり

開会	【 午後 4 時 】
事務局	<p>○資料の確認</p> <p>○開会にあたり新型コロナウイルス対応について説明 (出入口の開放, 二酸化炭素濃度チェッカーの配備)</p>
副市長 (あいさつ)	<p>本日は、大変お忙しいところ国民健康保険運営協議会へご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様方には日頃から倉敷市国民健康保険の運営につきまして、ご支援ご協力を賜っておりますことを改めましてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により皆様方もお仕事や日々の生活の中で色々とお苦勞されていることと思います。</p> <p>そういった中で、本日この場へのご出席大変ありがとうございます。この新型コロナウイルス感染症は、全国的に拡大しており、東京の方では緊急事態宣言も出ている状況でございます。</p> <p>倉敷市では、12月1月は人の動きも多く、月に300人近くの陽性者が発生する状況もありました。</p> <p>1月の下旬からは、かなり終息して参りまして2月に入ってから、陽性者が0人とか、1人か2人というような状況で、幸い今週は月火水木と発生者0人という状況でございます。</p> <p>しかしながら、油断はできませんので今までとおりに感染予防対策を取って皆さんの協力をいただきたいと思っております。</p> <p>さて、本日は国保運営協議会、今年度2回目でございます。</p> <p>10月に開催した第1回では、令和元年度の国保事業決算及び運営状況などについて、皆様方にご意見いただきました。</p> <p>本日は、県から1月に提示された国保事業納付金等に基づいて、市の方で令和3年度の保険料率について作っております。</p> <p>その案について、皆様方から忌憚のないご意見をいただきまして、最終的に決定ということになりますので、本日はよろしく願いしたいと思っております。</p>

事務局	<p>○委員交代の報告 倉敷市議会 保健福祉委員会 委員の改選により新たに公益代表委員に就任（紹介は名簿順）</p> <p>田口 明子 様 藤井 昭佐 様 藤原 薫子 様 森 守 様</p> <p>○定足数の確認 委員 21 名の内 20 名出席 →倉敷市国民健康保険条例施行規則第 4 条の規により，協議会成立</p> <p>○諮問について 授受は省略し，諮問原本は会長の手元に，委員には写しを配布</p>
会長	<p>生水副市長からもありましたが，コロナ禍ではありますが本日はご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日はよろしく願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に，議事録の署名委員の指名ですが，これは従来から被保険者代表から 1 名，公益代表から 1 名，それと会長が署名をするということですので，今回の署名委員は，被保険者代表の秦由美子委員，それから公益代表の藤井昭佐委員をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《秦委員，藤井委員ともに承諾》</p> <p>なお，本協議会は公開することになっておりますので，よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に入りますが，全体の予定を申し上げておきます。</p> <p>まず，国民健康保険事業運営に係る諮問事項について，事務局より，諮問理由・諮問内容の説明がございます。</p> <p>その後，委員の皆様から質疑応答，ご意見をいただく予定でございます。</p> <p>なお，会議の終了は 17 時頃を予定しておりますので，スムーズな議事進行ができますよう，よろしく願いいたします。</p> <p>それでは，事務局の方から，諮問事項・諮問理由をお願いいたします。</p>

事務局	<p>健康福祉部の渡邊でございます。諮問書をご覧ください。</p> <p>まず（１）、令和３年度国民健康保険の保険料率につきましては、現行通り据え置くこととしております。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>諮問理由でございます。</p> <p>国民健康保険は、急速な高齢化の進展など医療を取り巻く環境や、社会情勢の変化により、低所得者や、高齢で医療の必要性が高い方が多く加入するという構造的問題を抱えているため、厳しい事業運営を強いられています。</p> <p>このような状況の下、平成３０年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなる大規模な制度改革が実施され、併せて、毎年約３、４００億円の国費が投入されるなど、制度の安定化と財政基盤の強化が図られているところです。</p> <p>現在の制度では、各市町村の保険給付費は、すべて県からの交付金で賄われる仕組みとなっており、県は、その財源として、医療費や公費などの見込みに基づき、市町村ごとの「国保事業費納付金」を算定します。市町村は県が提示した「標準保険料率」を参考として、「国保事業費納付金」等に応じた保険料率を算定し、国保運営協議会への諮問、答申を経て、決定する仕組みとなっています。</p> <p>本年１月に県から提示された本市の「標準保険料率」では、現行の保険料率と比べて１人当たりの負担額が１．６％増加する算定結果となり、保険料率を据え置いた場合、３億円の収支不足となる見込みとなっています。</p> <p>本来であれば保険料率の引き上げが必要となりますが、財政収支や国民健康保険財政調整基金の状況、保険料負担の増加に伴う加入者への影響等を考慮する必要があります。</p> <p>これらを踏まえ、令和３年度の保険料率については、国民健康保険財政調整基金を３億円取り崩すことにより、令和２年度と同率に据え置く案としております。</p> <p>今後については、保険料負担の急激な増加とならないよう、国民健康保険財政調整基金を有効に活用した、保険料率の改定を検討してまいります。</p> <p>また、国保財政の安定化に向け、引き続き収納率向上による保険料収入の確保や、糖尿病重症化予防などの保健所と連携した医療費適正化の取組みを併せて進めてまいります。</p>
-----	--

	<p>次に、(2) 条例改正につきましては、国の税制改正に伴い保険料の算定に必要な規定を整備するものです。</p> <p>一点目は、給与や年金所得の控除額の引き下げに伴うもので、保険料の軽減判定に影響が出ないよう基準額の見直しを行うものです。</p> <p>二点目は、低未利用土地いわゆる空き地などの利活用促進のために、売却時の負担感を軽減する「長期譲渡所得の控除」が新設されたことに伴い、規定の追加を行うものです。</p> <p>諮問理由につきましては、以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは事務局の方から、さらに資料の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>健康福祉部の田中でございます。</p> <p>それでは、お手元でございます、A 4 横の 17 ページの冊子、表題は令和 2 年度第 2 回倉敷市国民健康保険運営協議会説明資料に沿って、ご説明いたします。</p> <p>それでは、資料を 1 枚おめくりいただき目次をご覧ください。</p> <p>本日は、本市国民健康保険の状況と事業における取組みをご説明させていただき、その後、諮問事項である令和 3 年度の国民健康保険の制度改正と保険料率案並びに岡山県国保運営協議会委員の被保険者代表の推薦について、ご説明いたします。</p> <p>まず、1 の本市国民健康保険の状況について、2 ページをお開きください。</p> <p>被保険者数の推移でございます。</p> <p>被保険者数は、社会保険への加入や後期高齢者医療制度への移行に伴い、年々減少しております。棒グラフ青色の 70 歳未満の方が大きく減少し、緑色の 70 歳以上の方は増えている状況です。今後におきましても、全体の被保険者数は、減少傾向が続いていくものと思われま。</p> <p>3 ページをご覧ください。</p> <p>一人当たり医療費の推移でございます。</p> <p>一人当たり 1 年間の医療費は、青色の棒グラフになりますが、被保険者の年齢構成の高齢化や医療の高度化などに伴い、年々増加して、令和元年度末で、42 万円を超えている状況でございます。また、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、伸び率が減少する見込みであります。</p> <p>4 ページをお開きください。</p> <p>これまでの一人当たり現年分保険料調定額の推移でございます。</p>

一人当たりの現年分保険料調定額は、グラフのとおり、平成27年度以降、保険料率を据え置いていることなどから、ほぼ横ばいとなっております。

なお、下段の現年分保険料の総額ですが、被保険者数の減少に伴い、年々減少しています。

以上、本市国民健康保険の状況を、ご説明させていただきました。

続きまして、2の本市国民健康保険事業における取組みをご説明いたします。取組み内容といたしましては、保険料収納率向上、給付の適正化、国保特定健診受診率向上の3点でございます。

6ページをお開きください。

一点目の保険料収納率向上への取組みに当たり、まず、現年分の保険料調定額と収納率の推移をご説明いたします。

現年分の保険料収納率は、青い折れ線グラフで表しており、年々上昇しております。また、滞納繰越分の収納率につきましても、下段の表のとおり年々上昇しているところでございます。

7ページをご覧ください。

保険料収納率向上への取組みでございます。保険料収納率向上は、国保制度の安定的な運営を行っていく上で、しっかりと取り組む必要がございます。そのためには、納付しやすい環境を整えることや、被保険者の公平性を確保することにより、保険料納付の理解を得ていくことが重要となります。来年度の新しい取組みといたしましては、WEB口座振替受付サービスを始めたいと考えています。これは、お手持ちのスマートフォンやパソコンから、いつでも、どこでも口座振替の申し込み手続きが行え、即時に登録が完了するサービスで、加入者の利便性が向上するものと考えております。

8ページをお開きください。

給付の適正化の取組みでございます。

資料の左側をご覧ください。給付の適正化といたしましては、ジェネリック医薬品の普及促進や医療費通知、適正服薬・適正受診対策事業などを行っております。

資料の右側にありますグラフは、国保連合会のシステムにより集計した、平成30年度から現在に至る、診療月ごとのジェネリック医薬品の利用率になります。全体的に見ますと、ジェネリック医薬品の利用率は上昇を続けており、国の目標値である「80%以上」に近づいております。ジェネリック医薬品との差額をお知らせすることなど、地道な取組みの成果が出ているのではないかと思います。

9ページをご覧ください。

国保特定健診受診率向上への取組みでございます。

特定健診は、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、40歳から74歳までの医療保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目して、生活習慣病の発症と重症化の予防を目的に、毎年実施されています。

そのうち、本市国保に加入されている方の特定健診受診率につきまして、資料左下に推移を掲載しております。

本市の国保特定健診受診率については、全国平均や県平均を下回っていることから、まずは県内平均に追いつくことを目指しております。

資料の右側に主な取組みを記載しております。

今年度は、特定健診を気軽に受けていただけるよう、健診の内容はそのまま、自己負担額を2,000円からワンコインの500円に引き下げて実施いたしました。また、未受診の方に受診を促す勧奨通知では、ナッジ理論を活用した効果的な通知内容としたところです。

しかしながら今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、思ったほどの効果が得られるのかどうか、難しい状況だと思っております。

今後も、皆様のご協力も頂戴しながら、ポスターの掲示や広報紙、ケーブルテレビなどを活用した周知を行うとともに、他の自治体における取組みなどを参考に、引き続き特定健診の受診率向上に努めてまいります。

以上、本市国民健康保険事業における取組みを、ご説明させていただきました。

続きまして、諮問事項となります、国民健康保険条例の一部改正について、2点ご説明いたします。

11ページをお開きください。

一点目は、保険料の軽減判定基準額の見直しでございます。

保険料の算定におきまして、所得が一定以下の世帯につきましては、1人当たりにかかる均等割額と1世帯当たりにかかる世帯別平等割額を、所得額や加入者数に応じて7割、5割、2割の軽減がございました。

税制改正で、給与や年金所得の控除額が減少することとなった結果、所得額は増加することとなり、これまで保険料が軽減されていた世

帯であっても、軽減の対象とならない世帯が発生する場合がございます。そのため、これまでと同様の軽減となるよう、軽減判定基準額の見直しをいたします。その額を算出する計算式の現行と改正後の中段以降に載せております。

12ページをご覧ください。

二点目は、保険料の所得割額の算定に係る規定の追加でございます。こちらにも税制改正によるものですが、保険料算定では、所得に応じた所得割がございます。

税制改正において、活用されていない空き地などの少額の低未利用土地について、売却時の負担感を軽減するための長期譲渡所得の控除が新設されました。これに伴い、保険料算定においても同様の規定を追加するものです。

以上、令和3年度国民健康保険の制度改正を、ご説明させていただきました。

続きまして、4の令和3年度倉敷市国保特別会計当初予算案の概要及び諮問事項になります保険料率案をご説明いたします。

14ページをお開きください。

資料の中段左側をご覧ください。

令和3年度の予算案の総額は、約464億円で、令和2年度の予算と比べ約2.9億円の増額となっております。

皆様にお伝えしたいことは、2点ございます。

まず、一点目は図の歳出に赤い円で示している国保事業費納付金についてでございます。平成30年度の制度改正以降、歳出の規模は、県から請求される国保事業費納付金の規模によって大きく左右される仕組みとなっております。令和3年度の国保事業費納付金の額は、令和元年度の県の決算において剰余金が生じたことなどにより、令和2年度とほぼ同額の114億2千万円となっております。

二点目は、歳入にあります保険料収入を、現行の保険料率のまま据え置いて計算すると、「3億円の収支不足」が見込まれることです。今後、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行する中、後期高齢者支援金の増加や被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少が見込まれることから、厳しい財政運営が続くものと思われませんが、この収支不足3億円を国保財政調整基金の取り崩しで対応する案としております。

続いて15ページをご覧ください。

諮問事項になりますが、令和3年度の保険料率につきましては、こ

	<p>これらのことを考え、令和2年度と同率に据え置く案としております。また、保険料率の表下段のカッコ内の数値については、県に国保事業費納付金を支払うために必要とする県が算定した標準的な保険料率との差を示していますので、参考までにご覧いただければと思います。</p> <p>以上、令和3年度倉敷市国保特別会計当初予算案の概要及び保険料率案を、ご説明させていただきました。</p> <p>続きまして、5の岡山県国保運営協議会委員（被保険者代表）の推薦をご説明いたします。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>平成30年度の国保制度改革に伴い、県も保険者となって、市町村とともに国保事業を担うことになり、適正な運営を図ることを目的として、県においても、「国民健康保険運営協議会」が設置されています。</p> <p>この協議会は11名で構成され、被保険者代表の3名については、市町村が推薦することになっており、そのうちの1名は被保険者数の多い岡山市と倉敷市から交互に選出することになっています。</p> <p>令和3年3月末をもって岡山市選出の委員の任期が満了するため、次期3年間は本市国保運営協議会被保険者代表委員の中から1名、後程ご推薦をお願いいたします。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは今から質疑応答に入りますが、まず岡山県の国保運営協議会委員の被保険者代表の推薦について、確認していきたいと思えます。</p> <p>被保険者代表の推薦はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>山坂敏美さんを推薦いたしたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>被保険者代表から山坂委員を、ということですが皆様いかがでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>《拍手》</p>
<p>会長 委員</p>	<p>異議がないようですので、山坂委員よろしくお願いたします。</p> <p>《承諾》</p>

<p>会長</p>	<p>諮問内容に関する事項について、質問・意見を伺っていきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>大きく3点だと思いますが、1つは資料15ページの保険料率の据え置きについて。</p> <p>次に、資料11ページの保険料の軽減判定基準額を見直すというところと、12ページの保険料の所得割額の算定に係る規定の追加の大きくは3点だと思いますが、どうぞ自由にご質問よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>国保財政調整基金の取り崩しは3億円となっているが、適正な国保財政調整基金はどのあたりまでが限度でしょうか。規定はあるのでしょうか？考えを聞かせてもらいたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>国民健康保険課の大森と申します。</p> <p>ご質問に対してですが、国保財政調整基金の限度、どのくらいが適正かというところですが、まず、条例について限度については謳っておりません。我々としたしましては、平成30年度から国保の広域化をしましたが、それまでに国保財政調整基金については、皆様の保険料が急激に増加しないように、基金を積み立ててきた次第でございます。その基金は、資料14ページの右下あたりに記載がありますが、令和2年度末の保有見込み額として、約23億円ございます。令和3年度末時点で、収支不足3億円が見込まれますので、国保財政調整基金で対応させていただくということになっております。今後につきましても、県の納付金や財政収支の状況によって、基金を取り崩すことで減少していくことが見込まれますので、今後は有効に使っていきたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>今回、保険料を上げないための施策で、財政調整基金を取り崩すということですが、今後保険料率がどう推移していくかということについて見守っていく中で、財政調整基金はやはり大事なお金なので、どのあたりが正しいのか伺いたくて質問しました。</p> <p>今後、超高齢化社会でさらに医療費が増えるという説明もありました。基金が20億あれば、何とかなるように思うが、いろいろ想定して今後考えていってもらいたいと思います。</p>

会長	<p>ありがとうございます。 その他、ご意見ご質問よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>こういう会議に参加させていただいて、国保財政がどうして悪化していくのか考えてみました。 働いている65歳未満の方が減って行って、高齢者が増えれば当然医療費が上がりますので、国保財政が難しくなるのは当然の結果だと思います。 これを、どう改善していったらいいのか。 高齢化というか、問題の一番の根源は少子化で、働く人が減って、高齢者が増えるということが、根源的にあると思います。 一般的な話ですが、日本の高齢化率は諸外国に比べて急速に進行している。このことは、30年以上前から指摘されておりまして、それに対して、人口は増えるわけではなくてどんどん減少している。 この点を放置して、財政が改善されると思えない。国保に関する会議ではありますが、行政の方はこの根本的なところを考えていただかないと改善しないと思う。 常に、財政が悪化すれば保険料を上げるか、または国費の投入を増やさないと持たない。 その辺を考えると、この会議の範疇を越えますが倉敷市として、または岡山県として若い人を増やすためにはどういう施策が必要なのかということをも十分に考えていただかないと現状はどんどん悪化していくばかりではないかと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 この国保の構造的な矛盾の根本的な部分である少子化についてですが、事務局から今のご意見に対して何かありますでしょうか。</p>
副市長	<p>非常に大きな問題であり、大事な問題でございます。 何十年も前から国を挙げて取り組んでおり、岡山県も倉敷市も少子高齢化対策については、財政を投入して様々な対策を行って参りました。 当然、少子高齢化ということもありますが、団塊の世代の国保加入と共に国民健康保険もかなり影響を受けているという状況があります。 さらには、そういった年代の方が2025年には75歳以上の後期高齢者に移っていくということで、2ページの参考資料のグラフ中</p>

	<p>一番上に点線で表しておりますが、この部分が後期高齢者についてですが、だんだん増えていくということでございます。</p> <p>また、通常働く方は協会健保とか共済組合とか企業の方は企業の健保組合に入っていて、若くて働く世代が中心の保険制度です。</p> <p>しかしながら、国保は、自営業で働いている若い方もいらっしゃいますが、そういった保険制度に入っていない方が入られます。</p> <p>さらには、仕事を辞めて年金生活に入った方もいらっしゃいます。</p> <p>そのため、年齢の高齢化とともに構造的な部分がございますし、医療の高度化によって医療費が上がるという部分がございます。</p> <p>そのために、国を挙げてできるだけ医療費がかからないようにということで、ジェネリック医薬品とか、残念ながら本市は特定健診受診率が低いのですが、特定健診をしっかり受けただけのよう取り組んでいるところです。しかしながら、特定健診を思い切ってワンコイン500円にしましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い受診を控えられた方もいらっしゃるということで、なかなか制度が上手く回っていないという状況がございます。</p> <p>これまでも、少子高齢化対策、医療費の適正化等ずっとやってきておりますが、なかなか上手くいっておりません。それはやはりこれまでの年齢構成の問題があります。</p> <p>いわゆる団塊ジュニアの方が出産されるような年代の時には一時期出生率も上がりましたが、またその年代の方が少し上がられて、今また出生率が上がらないという現状になっております。</p> <p>そういう中で、本市も、出産に対する様々な制度や結婚に対する取組み、それから高梁川流域全体で取組みをしております移住・定住、都会から地方へ移り住んでいただく取組みなど様々実施しておりますが、残念ながら、先生がおっしゃられるような成果は出ておりません。引き続きそういった取組みをしっかりやって参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>9ページの国保特定健診受診率向上についてです。</p> <p>私は、愛育委員をしております、コロナ禍でなかなか集まりがない中で、このワンコインのポスターはしっかり貼らせていただいております。</p> <p>今まで私は、会社の保険に加入していて、今回初めて国保の健診を受けました。</p> <p>そうしましたら、領収書を見たらいかに国保の補助で安く受けられているかっていうことが書いてありました。</p>

	<p>倉敷中央病院の横の健診センターです。</p> <p>それを見て、私たちはそんなに助かってるんだって、初めてわかりました。</p> <p>今までは、会社の保険だったので全然わからなくて。こういうことをもう少し皆さんに知らせてあげる必要があると思います。ワンコインについては、具体的にもっともっと国保はこんなに頑張っていることを愛育委員を通じて広めたいと思っていますし、どうすればよいのかとも思っております。</p> <p>私は、万寿東学区ですが、中央病院の側で川崎医大もあって同じ学区の中に30以上の個人病院がありますが、国保の受診率がすごく低いと言われてまして、4、5年前に調査をいたしました。</p> <p>そうすると、高齢者の方々にしたら、病院が近いからといわれました。すぐに病院に行けるのに、なんで健診受けないといけないの、と言われてましてなかなか広がらない。20%もない中で、私たちも何年も前からどうにかならないかと話をしている。</p> <p>ワンコインもなかなかいいと思うので、もっともっと広げていただきたいと思った次第でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>9ページの健診受診率向上のために、ワンコインという施策をされているが、もっと広く広報されてもいいのでは、ということですが事務局の方から、何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>国民健康保険課の武政と申します。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>今年度からワンコインということで、市の方も受診率の向上を期待してスタートしたところですが、今回コロナ感染症のことがありまして、受診率の方も期待通りにいかないのではという状況でございますが、窓口にワンコインのポスターを掲示していると皆様から問い合わせ等もいただいております。</p> <p>今、委員の先生がおっしゃられたとおり、もう少し受ける方が受けようと思えるようにわかりやすく説明していく努力を、また広報活動をもっとわかりやすく、皆様に広めていきたいと思っておりますので引き続きご協力の程よろしく願いいたします。</p>

会長	他にいかがでしょうか。 基本的なことを、ご意見、質問いただきましたのが、よろしいでしょうか。
委員	《意見なし》
会長	それでは、今回諮問や、それに対する説明をいただいて答申を行うわけですが、ここで今回の諮問（案）について、了承をしたいと思えます。皆様いかがでしょうか。 賛成の方は、手を挙げていただけますか。
全委員	《挙手》
会長	ありがとうございます。 答申書を出すときに、諮問書に対して了承したということと、協議会で出たご意見を付記することが慣例ですが、本日貴重なご意見をいただきました。 一つは、財政調整基金の取り崩しについて、保険料が据え置きされることは市民の方にとってはいいとは思いますが、取り崩しについてももう少し慎重にといった意見がございました。 それから、もう一つ根本的なことではございますが、国保の構造的な矛盾に関連して、一番の根本に少子化がありますので、そちらの対応ということで、こちらは生水副市長から、力を入れるというような返答いただきました。 それから最後３点目は、特定健診の受診の取組みとして、さらにワンコインを進めていくという意見がございました。 そのあたりを少し付記して、まとめた形で答申するというところでよろしいでしょうか。 委員の皆様のを了承をいただきましたが、後で私と事務局とで調整させていただいて、そのあたり私に一任していただいでよろしいでしょうか。そして、明日市長に答申するという形でさせていただきます。
全委員	《了承》
会長	それでは、審議が終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。

事務局	○令和3年度運営協議会の会議日程について 10月と2月の2回を予定。
副市長 (あいさつ)	<p>最後に、一言お礼を申し上げたいと思います。</p> <p>本当にお忙しい中ご出席いただき、またご意見をいただきましてありがとうございました。</p> <p>ご意見を踏まえまして、市としては保健所と連携して、今アプリを作って健康づくりの事業をやっておりますので、こういったことの啓発をもっと広めながら、市全体の健康づくりと特定健診の啓発に取り組んで参ります。</p> <p>国民健康保険は、構造的な問題もあってなかなか事業運営が難しいところですが、皆様に関心を持っていただいて、これだけの財政をかけて国民健康保険があるということを、市民の皆様にご理解いただきながら頑張っ参りたいと思います。</p> <p>そして、また市の方では収納率向上にしっかりと努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>これからも、委員皆様におかれましては倉敷市の国保事業の方に、ご理解ご支援の程よろしくお願い致します。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>
閉会	【午後4時51分】